

繁忙期における雇用保険電子申請について

例年、4月～5月は雇用保険の各種届出が通常月の数倍となり、電子申請事務センターの処理能力をはるかに上回る申請数となっています。

このため、雇用保険の各種届出の中でも離職された方の生活に大きく影響する失業給付の受給を最優先として、離職票の発行を第一に進めています。

結果的に資格取得届などの処理が遅れる状況となっており、ご利用者様には、大変ご迷惑をお掛けし申し訳ございません。

令和7年7月7日現在の取得届処理状況

現在6月25日到達分の処理を開始しています

令和7年7月7日現在の高年齢雇用継続給付関係処理状況

現在6月25日到達分の処理を開始しています

令和7年7月7日現在の育児休業給付関係処理状況

現在6月19日到達分の処理を開始しています

栃木労働局雇用保険電子申請事務センター

※ 電子申請の届け出後に確認事項が生じた場合は、当センターもしくは管轄のハローワークからお問い合わせをする場合がございます。ご協力下さいますようお願いいたします。